

質問番号	分類	質問	回答
1	事業全般 (応募条件)	国内の研究機関に在籍しながら海外の研究機関で研究を実施している研究者でも研究開発代表者になれるのでしょうか？	国内の機関に所属している研究者であれば、応募は可能です。 ただし、以下についてはご注意ください。 ・国内の所属機関が「研究開発代表機関」としてAMEDと直接委託研究契約を締結し、研究開発費の執行管理等の責務を果たす必要があります。海外で研究活動をする場合においても対応可能か所属機関事務担当者に確認した上で、提案下さい。 ・研究開発代表者が海外で研究している場合は、その旨を必ず提案書に記載ください。記載が無かった場合、採択を取り消す場合があります。また、AMEDとの契約締結まえに必要な条件を満たしているのか確認が必要になります。
2	事業全般 (応募条件)	採択課題と応募中課題の-effortを合計して100%を超えてしまっても、応募可能でしょうか。	提案時点では、合計の-effortが100%を超えていても、審査の対象外もしくは書類不備には該当いたしません。 ただし採択された場合には、提案頂いた-effortを維持しつつ、合計の-effortを100%以内に納める必要があることはご承知おき下さい。このために他の応募を辞退いただく等の対応が必要になる場合もございます。
3	医薬品分野	「医薬品ステップ1」、「医薬品ステップ2」では「難病情報センター」に掲載されている難治性疾患政策研究班との連携が必須なのでしょうか。	研究開発提案が対象とする疾患をカバーする難治性疾患政策研究班がある場合、連携することを推奨しますが必須ではありません。
4	医薬品分野 再生等分野	「医薬品ステップ2」、「再生等ステップ2」で対象としている治験とは医師主導治験を指しており、医薬品医療機器等法（薬事法）に則した企業治験を実施する場合は応募できないのでしょうか。	「医師主導治験」、「企業治験」の何れでも応募可能です。
5	医薬品分野 再生等分野	「医薬品ステップ2」、「再生等ステップ2」で治験は原則として第Ⅱ相までとありますが、第Ⅰ相のみを実施する提案でも応募可能でしょうか。	「第Ⅰ相のみ」、「第Ⅱ相のみ」、もしくは「第Ⅰ相と第Ⅱ相」、いずれも支援対象となります。
6	病態解明分野	「若手・Research Y0」において探索研究を実施していない場合は、「若手・Research Y1」には応募できないのでしょうか。	「若手・Research Y1」については、AMED難治性疾患実用化研究事業の支援で行った研究開発に限らず、採択条件にも記載されている「創薬モダリティ及び新規作用機序に基づく創薬コンセプト」を記載できること。また、創薬標的を検証するために化合物のスクリーニングを実施する場合、ヒット化合物を見出すまでの期間や方法について、創薬科学の専門家と協議した上で、研究開発計画を立案すること。」に該当するのであれば応募可能です。
7	病態解明分野	「若手・Research Y0」、「若手・Research Y1」は、研究開発代表者だけでなく、分担研究者も若手枠の要件を満たす必要があるのでしょうか。	研究開発分担者については、若手枠の要件を満たすことは求めています。